

藤井寺市国民健康保険運営協議会資料

令和6年2月

藤井寺市健康福祉部保険年金課

■大阪府国民健康保険運営方針の改定について

【国民健康保険の広域化について】

- 制度改正により、平成30年度から都道府県と市町村がともに保険者となり、都道府県が策定する国民健康保険運営方針に基づき国保運営を行う。
- ・都道府県は財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより、国保制度の安定化を図る。
- ・被保険者に身近な保険証の発行や保険給付、保険料の賦課・徴収、保健事業などの業務は市町村が行う。

【大阪府の国民健康保険制度】

- 大阪府国民健康保険運営方針の基本的な考え方に基づいて、府内市町村における、加入者間の負担の公平化を図るために、以下の項目については平成30年4月1日に統一された。ただし6年間の経過措置期間が設けられたことから、本市においては⑥保険料の減免基準について、被保険者の負担軽減の観点から経過措置期間終了となる令和5年度まで、市独自の減免制度を継続して実施。その他の項目については統一基準に則り実施。

■府内統一基準

【保険料関係】

- ①保険料・保険税の区分
- ②賦課方式
- ③賦課割合
- ④賦課限度額
- ⑤保険料率
- ⑥保険料の減免基準
- ⑦保険料の仮算定の有無、本算定期間、納期数

【保険料関係以外】

- ①一部負担金の減免基準
- ②出産育児一時金の額
- ③葬祭費の額
- ④被保険者証（通常証）の様式、更新時期、有効期限
- ⑤保健事業（健康づくり・医療費適正化に関する取組）（共通基準）
- ⑥精神・結核医療給付費

大阪府国民健康保険運営方針 概要

ポイント

本方針は、「全国に先駆けた保険料完全統一による国保運営」を実施するべく、府と43市町村の国保が「大阪府で一つの国保」として一体となり、共通認識のもと、持続可能で安定的な国民健康保険制度を運営できるよう、基本的な考え方を共有するための方針として策定するもの。

根拠法令等

- 根拠規定 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の2
- 策定年月日 令和5年12月19日
- 対象期間 令和6年4月1日から令和12年3月31日の6年間
(策定後、3年をめぐりに必要に応じて見直し)

国保制度のあるべき姿

国保は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、権限・財源・責任を国において一元的に担うことが本来の姿
これまでの改革は、安定的かつ持続可能な医療保険制度の構築に向けた通過点

府における国保制度運営における基本的な考え方

考え方の二本柱

- 「大阪府で一つの国保」として、
 - 被保険者間の受益と負担の公平性の確保
 - 被保険者の負担軽減、持続可能な国保運営の実現
- の二本柱を運営の基本とする

三つの施策

- ① 保険財政の安定的運営
 - ② 予防・健康づくり、医療費の適正化
 - ③ 事業運営の広域化・効率化
- の三つの施策について、府と市町村の役割分担に基づき実施

めざす方向性

被保険者が安心して医療サービスを受けることができるとともに、人生100年時代を見据えた健康の保持に資するための、安定的かつ持続可能な制度を実現

三つの施策を推進するための主な取組内容

① 保険財政の安定的運営

- 1 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
・「決算補填等目的の法定外一般会計繰入」は生じないことを原則とし、累積赤字の早期解消を図る
- 2 市町村における保険料の標準的な算定方法
・市町村標準保険料率は府内完全統一（府内のどこに住んでいても同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額）
・市町村ごとの医療費水準は反映しない
・財政調整事業の取組により、被保険者の負担軽減及び国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図る
(事業費納付金を通じた保険料抑制、財源配分等の見直しによる保険料抑制財源の確保、府財政安定化基金の財政調整機能の活用等)
- 3 市町村における保険料の徴収の適正な実施
・収納率の向上を図るための目標収納率の設定
・目標収納率達成に向けた取組の推進(収納方法の効果的取組の実施、他部署等との連携による被保険者への対応)
- 4 市町村における保険給付の適正な実施
・レセプト点検の充実強化や第三者行為求償事務・過誤調整等の取組強化
・全年齢の被保険者を対象とした高額療養費支給申請手続きの原則簡素化

② 予防・健康づくり、医療費の適正化

- 1 医療費の適正化の取組
・保健事業(健康づくり、生活習慣病重症化予防等)の充実・強化を図り、保険者努力支援制度の評価点獲得をめざす
・施策推進にあたっては、大阪府医療費適正化計画と整合を図りながら実施
- 2 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携
・地域包括ケアシステムの構築や高齢者の保健事業と介護予防の取組における連携

③ 事業運営の広域化、効率化

- 1 市町村が担う事務の標準的、広域的及び効率的な運営の推進
・被保険者証(資格確認書)の様式・更新時期・有効期間等の統一
・広報事業の共同実施(府と市町村の連携による、広域的かつ計画的な広報活動)
- 2 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整
・府と市町村、国保連合会の連携、協力のもと、PDCAサイクルに基づく進捗管理の実施
・府と市町村が一体となってすすめるべき施策の実施、円滑な制度運営に向けた調整

令和6年度国民健康保険制度について

資料2

■令和6年度 藤井寺市保険料率（大阪府統一保険料率）

		本市保険料率			賦課限度額	
		所得割	均等割	平等割		国基準
6年度	医療分	9.56%	35,040円	34,803円	65万円	65万円
	後期分	3.12%	11,167円	11,091円	22万円	24万円
	介護分	2.64%	19,389円	0円	17万円	17万円
5年度 (現行)	医療分	9.18%	33,730円	33,698円	65万円	65万円
	後期分	2.97%	10,584円	10,574円	20万円	22万円
	介護分	2.61%	19,552円	0円	17万円	17万円
比較	医療分	+0.38%	+1,310円	+1,105円	0万円	0万円
	後期分	+0.15%	+583円	+517円	+2万円	+2万円
	介護分	+0.03%	-163円	0円	0万円	0万円

※藤井寺市保険料率と大阪府統一保険料率は同率

■賦課限度額

- 本市の賦課限度額は後期分を現行の20万円から**22**万円に引き上げ。

大阪府における保険料率の算定期間が改正政令の公布前であることから、1年遅れで国基準に引き上げを行う。

年度	本市（府統一）				国基準			
	医療分	後期分	介護分	計	医療分	後期分	介護分	計
4年度	63万円	19万円	17万円	99万円	65万円	20万円	17万円	102万円
5年度	65万円	20万円	17万円	102万円	65万円	22万円	17万円	104万円
6年度	65万円	22万円	17万円	104万円	65万円	24万円	17万円	106万円

■産前産後期間の保険料免除制度の新設（令和6年1月1日施行）

- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行に伴い、出産被保険者に係る産前産後期間（令和6年1月以降）の所得割保険料及び均等割保険料の軽減措置が講じられています。

- ・対象となる方 令和5年11月以降に出産する国民健康保険被保険者の方
（妊娠85日以降の出産（死産、流産、早産、人工妊娠中絶の場合も含む））
- ・免除期間 出産予定月（または出産月）の前月から4か月間
（多胎妊娠の場合は出産予定月（または出産月）の3か月前から6か月間

■保険料の軽減判定所得基準の見直し（令和6年4月1日施行予定）

- 低所得世帯に対する保険料の軽減措置における保険料の減額の対象となる所得の基準について、次のとおり改正される。
（国民健康保険法施行令の改正に伴う見直し）

軽減判定所得の算定において、5割軽減の対象となる世帯における被保険者数に乗ずる額について現行の29万円から29.5万円に引き上げることとし、2割軽減の対象となる世帯における被保険者数に乗ずる額について現行の53.5万円から54.5万円に引き上げることとする。（7割軽減基準額の対象となる世帯については変更なし）

【現行】軽減判定所得	【改正後】軽減判定所得
7割軽減基準額＝基礎控除額（43万円） ＋10万円×（給与所得者などの数－1）	（※変更なし） 7割軽減基準額＝基礎控除額（43万円） ＋10万円×（給与所得者などの数－1）
5割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋29万円×被保険者数 ＋10万円×（給与所得者などの数－1）	5割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋ 29.5万円 ×被保険者数 ＋10万円×（給与所得者などの数－1）
2割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋53.5万円×被保険者数 ＋10万円×（給与所得者などの数－1）	2割軽減基準額＝基礎控除額（43万円）＋ 54.5万円 ×被保険者数 ＋10万円×（給与所得者などの数－1）

*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

■退職者医療制度の廃止（令和6年4月1日施行予定）

- 退職者医療制度とは、会社などに一定期間勤めていた方が、医療の必要性が高まる退職後に国民健康保険へ加入することで国民健康保険の医療費負担が増大することを抑えるため、保険者間の財政調整を行う仕組みとして創設された制度。平成26年度までに新たに適用されたものが65歳に達するまでの間、経過措置が設けられていた。
- 対象者の激減に伴い保険者間の財政調整効果がほぼなくなっている一方、保険者等の事務コストが継続しているため、業務のスリム化、事務コストの削減を図る目的から経過措置を前倒しして廃止。
※対象者は全国で制度創設時（昭和59年10月）約250万人であったが、令和4年時点で22人まで減少。
本市における対象者は現時点で0人。

■減免基準について（令和6年度以降の本市における減免制度）

- 令和6年度から、保険料の減免基準が府内統一となることから、従来実施していた藤井寺市独自の減免制度については令和5年度限りで廃止となります。令和6年度以降の減免対象については下記のとおり。

災害減免	災害により居住する住宅に著しい損害を受けたとき	大阪府統一基準
所得減少減免	事業または業務の不振、休廃止、失業などにより所得が著しく減少（30%以上）するとき	大阪府統一基準
拘禁減免	被保険者が刑事施設、労役場、留置場など拘禁中のとき	大阪府統一基準
旧被扶養者減免	世帯内に次の要件のいずれにも該当する被保険者がいるとき (1)被保険者資格の取得日において65歳以上であるもの (2)被用者保険から後期高齢者医療制度の被保険者になったもの	大阪府統一基準
低所得者減免 (本市独自制度)	本市が定める減免基準（生活保護基準を基に算出）に該当するとき	令和5年度限りで廃止